

議員提出第2号議案

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

加東市議会議会運営委員会
委員長 小川 忠 市

加東市条例第 号

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年加東市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会	(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会

<p>の解散によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。)第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあったものとみなす。</p>	<p>の解散によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。)第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあったものとみなす。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第2条 加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会</p>	<p>(期末手当) 第5条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会</p>

の解散によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。)第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあったものとみなす。

の解散によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。)第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあったものとみなす。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議員提出第2号議案 要旨

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院及び兵庫県人事委員会の勧告を踏まえ一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに特別職の職員等の期末手当を改定することに鑑み、加東市議会の議員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）
令和5年度に支給する12月期の期末手当の支給月数を2.3月とすること。（第5条）
- (2) 加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）
令和6年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.25月とすること。（第5条）

3 市財政への影響 年間563千円の支出増

4 施行期日等

- (1) 2(1)関係 公布の日（令和5年4月1日適用）
- (2) 2(2)関係 令和6年4月1日